

第2回財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成16年度に執行された出納その他の事務について監査を行った。ただし、公の施設管理団体については次に掲げた公の施設の管理事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体（〔 〕内は平成18年4月の局再編成後の事務所管局等。以下同様）

ア 財団法人横浜市スポーツ振興事業団（教育委員会事務局〔市民活力推進局〕）

(2) 公の施設管理団体

ア 財団法人横浜市スポーツ振興事業団

公の施設：新横浜公園（日産スタジアム、日産ウォーターパーク

及び日産フィールド小机を含む）（環境創造局）

スポーツ医科学センター（衛生局〔健康福祉局〕）

西スポーツセンター（教育委員会事務局〔市民活力推進局〕）

イ 財団法人横浜キリスト教青年会

公の施設：踊場地区センター（戸塚区）

ウ アクティオ株式会社

公の施設：白幡地区センター（神奈川区）

エ 港北区区民利用施設協会

公の施設：城郷小机地区センター（港北区）

オ 財団法人横浜市芸術文化振興財団

公の施設：磯子区民文化センター（磯子区）

カ 社会福祉法人青い鳥

公の施設：南部地域療育センター（福祉局〔こども青少年局〕）

キ 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

公の施設：西部地域療育センター（福祉局〔こども青少年局〕）

ク 財団法人横浜市緑の協会

公の施設：岡野公園（環境創造局）

ケ 協栄ビルメンテナンス株式会社

公の施設：芦名橋公園プール（環境創造局）

2 監査の期間

平成17年12月13日から平成18年3月23日まで

3 監査の方法・着眼点

(1) 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び当該団体に関する局及び区の事務が適正に執行されているかなどについて、次の着眼点から監査を実施した。

また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

(2) 着眼点

ア 事務が関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか。

イ 補助金等は交付条件に従って使用されているか。

ウ 公の施設の管理は適正に実施されているか。

エ 出資団体については、自立した団体として民間事業者との競争に耐え得る効率的な組織・業務執行体制となるべく経営改善が行われているか、業務の効果的かつ効率的な遂行のための内部統制が適切に整備・運用されているか。

4 監査の結果

対象とした団体の事務並びに併せて定期監査を実施した当該団体に関する局及び区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局・区にあつては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては局・区の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査において改善、検討を求める事項のうち、定期監査・テーマ監査「指定管理者制度」に関する事項については、平成17年度第2回定期監査（テーマ監査「指定管理者制度」）に記載してある。

(1) 財団法人横浜市スポーツ振興事業団（教育委員会事務局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 本市が貸与する普通財産に係る大規模修繕・更新工事の手續について改善を求めるもの

教育委員会事務局（以下「局」という。）は、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して、屋外プール2施設及び屋内プール6施設を無償で貸し付けており、事業団ではこれらのプールの運営事業を行っている。

そこで、プールの管理状況についてみたところ、施設の大規模修繕・更新工事について、日常的に管理している事業団は工事の必要箇所を把握していること、緊急の修繕が必要な場合迅速な発注ができることなどを理由に、局は、事業団が

報告してきた工事計画を「プール施設等補修工事委託」として事業団に一括委託（平成16年度約4,700万円）している。しかし、事業団は必要な工事を選定し工事を発注しているのみである。本市の財産であるプールの大規模修繕・更新工事については、原則的に本市が行うべきものであり、業務委託として管理団体に一括委託すべきではないと考えられる。

については、プールの修繕計画を作成し、緊急性のない工事を工事請負契約により計画的に発注するよう努めるなど、適正な発注手続に改められたい。

(イ) 普通財産であるプール施設の管理運営について競争性の導入の検討を求めるもの

(意見)

教育委員会事務局は、普通財産である屋外プール2施設及び屋内プール6施設（以下「プール施設」という。）について、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条に基づき、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して無償貸付を行うことにより事業団が運営しており、運営経費を本市が補助している（平成16年度約4億円）。

同条例によると、無償貸付は公共的団体が公益事業の用に供する場合等に限定していることから、事業団に対して無償貸付をしているとのことである。

プール施設は、「公の施設」と同様に住民の福祉を増進する目的を持った施設であると考えられることから、無償貸付方式は相手方が限定されること、「公の施設」の指定管理者を原則公募により選定していることなどを踏まえ、これらの施設について、現行方式について見直しの検討を行い、市民サービスの向上及び本市の負担軽減を図るため、管理運営に競争性を導入することを検討されたい。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(7) 体育協会等との職員交流に係る人件費の負担区分の適正化を求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、財団法人横浜市体育協会（以下「体育協会」という。）及び社団法人横浜市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。）との間で、「職員交流に関する協約（以下「協約」という。）」をそれぞれ締結し、平成16年度から職員交流を行っている。

そこで、協約の内容についてみたところ、事業団から体育協会及びレクリエーション協会に派遣された職員の給料及び諸手当については、派遣元である事業団が支給することと定められており、平成16年度は、体育協会へ派遣した職員の人件費約677万円及びレクリエーション協会へ派遣した職員の人件費約951万円を事

業団が支給していた。

一方、体育協会及びレクリエーション協会からは、事業団に対して職員が派遣されていなかったことから、実質的に事業団が体育協会及びレクリエーション協会に対して人的補助を行っている状態であった。

については、職員交流を行う際は、職員の派遣を受けた団体が人件費を負担するよう改める必要があると認められた。

また、教育委員会事務局は、事業団に対して、事業団の業務を行う職員の人件費を対象とした補助金を交付していたが、実際の補助金の交付状況をみたところ、事業団から体育協会及びレクリエーション協会に派遣され、他団体の業務に従事している職員の人件費が補助対象に含まれていたため、適切な執行に改められた。

ウ 団体の事務に関する事項

(7) 執行体制の見直し等による事業運営の効率化を求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、プール・テニス事業部において、本市から無償で借り受けた屋外プール2施設、屋内プール6施設及びテニスコート3施設の運営事業を行っている。

そこで、これらの施設の運営状況についてみたところ、屋外プール2施設及びテニスコート3施設については、施設に事業団の職員を配置せず、業務委託により事業を運営していたが、屋内プール6施設には、1施設当たり平均で約3.7人の事業団の職員が配置されていた。

屋内プール施設に配置された事業団の職員の業務内容は、主に庶務、経理、来場者対応などであり、利用者の安全確保のための水面監視や水泳教室の運営などは、現在でも業務委託により実施していることから、屋内プール施設についてもテニスコート等の運営事業と同様に、業務委託による事業運営が可能であると考えられる。

屋内プール事業の収支は大幅な赤字（平成16年度約3億5,800万円）であり、当該事業を含めたプール・テニス事業特別会計に対して、本市から多額の補助金を交付されていることも踏まえ、庶務業務等の委託化や執行体制の見直し等により、事業運営の効率化を図る必要があると認められた。

《措置済事項》

(イ) 業者選定が特定業者に偏らないよう求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、本市からスポーツセンター等の管理運営業務を受託しており、施設に係る業務の一部を再

委託している。

そこで、事業団の契約事務についてみたところ、特定の団体と契約する場合、業者選定委員会の対象外とする要綱を定めて単独随意契約を締結しているものや、明確な理由がないにもかかわらず特定の業者と単独随意契約を締結しているものが見受けられた。

については、特定の団体を対象外とする要綱を改正した上で、選定が特定の業者に偏ることのないよう、発注ごとに価格比較を行うなどの必要な措置を講じて、競争性が発揮されるよう改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局は、事業団に対して、業者選定委員会要綱を改正した上で適正な契約事務を行うよう指導し、事業団は、業者選定委員会要綱を改正し、特定団体の選定について業者選定委員会の対象外とする規定を削除した。また、競争入札によるべき契約については、単独随意契約から競争入札に改めた。

《措置済事項》

(ウ) 日産スタジアムの物品役務調達に係る内部統制について改善を求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団は、本市から日産スタジアムの施設管理業務を受託しており、業務に必要な物品及び役務の調達業務を行っている。

そこで、これらの調達事務についてみたところ、次のような実際の日付と書類に記載された日付が一致しないものが多数見受けられたので、発注・收受・検査・支払等の手順やチェック方法を再確認するなど内部統制を整備・運用し、適正な調達事務に改める必要があると認められた。

- a 物品の修繕について、修繕完了後に発注伺を作成し、一部は実際に修繕を行った翌年度に経理処理していたもの
- b 業務の完了前の日付で検査調書が作成され、一部は実際の完了日の前年度に経理処理していたもの
- c 検査調書に記載された検査員又は立会職員が、検査日に出勤していなかったもの

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局は、同事業団に対して、物品及び役務の調達業務について内部統制を整備・運用するよう指導し、同事業団は、チェックリストを定め、チェックリストに基づいてすべての物品役務調達事務を点検するよう全職員に周知徹底を図った。

平成17年度第2回定期監査（テーマ監査「指定管理者制度」）に記載した、財政援助団体等監査における「局区の事務に関する事項」（項目のみ再掲）

維持管理を行う施設の範囲等について公募要項・協定等に明確な記載を求めるもの
環境創造局（財団法人横浜市緑の協会及び協栄ビルメンテナンス株式会社）

（33 ページ）

指定管理者選定委員会の人員構成について要綱を遵守したものとなるよう求めるもの
教育委員会事務局（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

（33 ページ）

選定委員による応募者へのヒアリングの実施を求めるもの（意見）

教育委員会事務局（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

（33 ページ）

指定管理料の適切な積算等を求めるもの

福祉局（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団及び社会福祉法人青い鳥）

（34 ページ）

利用料金制導入に伴う協定書の適切な変更を求めるもの

港北区（港北区区民利用施設協会）及び戸塚区（財団法人横浜キリスト教青年会）

（34 ページ）

指定管理料の精算の必要性について見直しを求めるもの

神奈川区（アクティオ株式会社）、港北区（港北区区民利用施設協会）及び戸塚区

（財団法人横浜キリスト教青年会）

（35 ページ）

前金払とした指定管理料の適時の支払を求めるもの

環境創造局（協栄ビルメンテナンス株式会社）

（35 ページ）

地区センター等の指定管理者の事業評価の実施を求めるもの

神奈川区（アクティオ株式会社）、港北区（港北区区民利用施設協会）及び戸塚区

（財団法人横浜キリスト教青年会）

（36 ページ）

指定管理者の事業評価に際し評価項目等を整理することを求めるもの

環境創造局（財団法人横浜市緑の協会及び協栄ビルメンテナンス株式会社）

（36 ページ）

指定管理者制度導入に伴い外郭団体に対する補助金交付のあり方について見直しを
求めるもの

教育委員会事務局（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

（37 ページ）

2 公の施設管理団体

(1) 財団法人横浜市スポーツ振興事業団

公の施設：新横浜公園（日産スタジアム、日産ウォーターパーク及び日産フィールド小机を含む。）、横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市西スポーツセンター

団体概要は出資団体の資料を参照	
施	新横浜公園（日産スタジアム、日産ウォーターパーク及び日産フィールド小机を含む。）
	設 置 場 所 横浜市港北区小机町3, 300番地
	設 置 年 月 日 平成10年3月1日
設	設 置 目 的 <ol style="list-style-type: none"> 1 「日産スタジアム」を中核とする大規模運動公園 2 交通至便な都市型運動公園 3 市民がさまざまな利用を楽しめる多機能型運動公園 4 市民の身近なスポーツレクリエーションの拠点 5 池やせせらぎを備えた自然と調和した公園 6 鶴見川多目的遊水地兼用の都市防災機能をもった公園であることを目的とする。
概	主 な 事 業 内 容 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の運営に関すること 2 施設の維持・管理に関すること 3 利用の受付・調整に関すること 4 大会の誘致に関すること 5 便益施設に関すること 6 公園使用料の徴収に関すること 7 新横浜公園遊水地管理に関すること 8 スポーツ、レクリエーション等の振興に関すること
要	平成16年度委託料 677,841,443円

施 設	横浜市スポーツ医科学センター	
	設 置 場 所	横浜市港北区小机町3, 302番地の5 日産スタジアム内
	設 置 年 月 日	平成10年4月1日
	設 置 目 的	スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図ることを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 スポーツプログラムサービス(医学的検査、体力測定等の結果に応じて適切な運動の方法を選択し、これに関する指導を行うことをいう。)の提供 2 運動療法に係る検査、診断及び指導 3 スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成 4 スポーツ医科学に関する研究 5 スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供 6 センターの施設の提供 7 その他前各号に準ずる事業
	平成16年度委託料	278,860,952円
	概 要	横浜市西スポーツセンター
設 置 場 所		横浜市西区浅間町4丁目340番地の1
設 置 年 月 日		平成9年6月29日
設 置 目 的		スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主 な 事 業 内 容		1 スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関する事 2 スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関する事 3 スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関する事 4 スポーツ及び体力づくりに関する相談に関する事 5 その他スポーツ、レクリエーション等の振興に関する事
平成16年度委託料		110,318,620円

(2) 財団法人横浜キリスト教青年会

公の施設：横浜市踊場地区センター

団 体 概 要	財団法人横浜キリスト教青年会	
	設 立 年 月 日	大正3年6月30日
	所 在 地	横浜市中区常盤町1丁目7番地
	設 立 目 的	キリスト教精神にもとづき、横浜市及びその近傍の青少年の心身の健全な成長をはかるとともに、奉仕の精神を養い、もって民主的 社会の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。
	代 表 者	理事長 山田 尚典
	役 員 数	17人
主 な 事 業 内 容	設立の目的を達成するために次の事業を行う。 1 小集団活動を実施すること 2 体育、レクリエーション、キャンプ、野外活動等を実施し、 参加者の健康管理を行うこと 3 語学、職能教育を実施すること 4 講座、講演会、研修会等を開催すること 5 国際交流等の活動を実施すること	
施 設 概 要	横浜市踊場地区センター	
	設 置 場 所	横浜市戸塚区汲沢二丁目23番1号
	設 置 年 月 日	平成16年2月15日
	設 置 目 的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及 びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流 を深めることのできる場を提供することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 次に掲げる事項のための場の提供 (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催 (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な 事項 2 地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行い、地域住民 の自主的な活動の援助を行うことができる。
	平成16年度指定管理料	37,218,000円
	指 定 管 理 期 間	平成16年2月15日から平成21年3月31日まで

(3) アクティオ株式会社

公の施設：横浜市白幡地区センター

団 体 概 要	アクティオ株式会社		
	設 立 年 月 日	昭和62年2月27日	
	所 在 地	東京都目黒区東山一丁目6番1号	
	設 立 目 的	下記の事業内容を営むことを目的とする。	
	代 表 者	代表取締役社長 小林 政延	
	役 員 数	7人	
主 な 事 業 内 容	1 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 2 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運営に関する請負業務 3 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事の調査、企画立案、実施運営 4 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計管理の受託業務 5 文化・スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施 6 商品開発及びその販売促進に関する企画と実施		
施 設 概 要	横浜市白幡地区センター		
	設 置 場 所	横浜市神奈川区白幡上町44番地の12	
	設 置 年 月 日	平成16年5月24日	
	設 置 目 的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場を提供することを目的とする。	
	主 な 事 業 内 容	1 次に掲げる事項のための場の提供 (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催 (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項 2 地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行い、地域住民の自主的な活動の援助を行うことができる。	
	平成16年度指定管理料	32,730,000円	
	指 定 管 理 期 間	平成16年5月24日から平成21年3月31日まで	

(4) 港北区区民利用施設協会

公の施設：横浜市城郷小机地区センター

団 体 概 要	港北区区民利用施設協会	
	設 立 年 月 日	平成7年3月22日
	所 在 地	横浜市港北区菊名六丁目18番10号
	設 立 目 的	港北区内の区民利用施設のうち、地区センター、コミュニティハウス等施設の管理運営及びコミュニティスクール運営事業並びに地域における区民の自主的な活動の支援を通じて、区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。
	代 表 者	会長 大谷 宗弘
	役 員 数	役員数 15人
	主 な 事 業 内 容	設立の目的を達成するために、横浜市から委託又は指定を受け、施設の管理運営事業等を行う。
施 設 概 要	横浜市城郷小机地区センター	
	設 置 場 所	横浜市港北区小机町2, 484番地の4
	設 置 年 月 日	平成16年8月1日
	設 置 目 的	地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、又はスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場を提供することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 次に掲げる事項のための場の提供 (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催 (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項 2 地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行い、地域住民の自主的な活動の援助を行うことができる。
	平成16年度指定管理料	32,656,000円（開館準備費を含む）
	指 定 管 理 期 間	平成16年8月1日から平成21年3月31日まで

(5) 財団法人横浜市芸術文化振興財団

公の施設：横浜市磯子区民文化センター

団 体 概 要	財団法人横浜市芸術文化振興財団	
	設 立 年 月 日	平成3年7月10日
	所 在 地	横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号
	設 立 目 的	美術、音楽、演劇等の芸術文化活動を総合的に振興することにより、開港以来培われてきた豊かな文化的伝統の維持と横浜市独自の芸術文化の推進を図り、もってゆとりと生きがいに満ちた市民生活の実現と国際文化都市・横浜の進展に寄与することを目的とする。
	代 表 者	理事長 齋藤 龍
	役 員 数	20人
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化事業の企画及び実施 2 芸術文化活動の奨励及び育成 3 芸術文化情報の収集及び提供 4 芸術文化に関する調査及び研究 5 芸術文化施設の管理及び運営の受託
施 設 概 要	横浜市磯子区民文化センター	
	設 置 場 所	横浜市磯子区杉田一丁目1番1号
	設 置 年 月 日	平成17年2月5日
	設 置 目 的	地域に根差した個性ある文化の創造に寄与することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化活動のための施設の提供 2 文化活動に関する情報の提供 3 文化活動に関する事業の相談 4 文化事業の企画及び実施
	平成16年度指定管理料	25,560,000円
	指 定 管 理 期 間	平成17年2月5日から平成22年3月31日まで

(6) 社会福祉法人青い鳥

公の施設：横浜市南部地域療育センター

団 体 概 要	社会福祉法人青い鳥	
	設 立 年 月 日	昭和59年1月1日
	所 在 地	横浜市神奈川区西神奈川1丁目9番地の1
	設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
	代 表 者	理事長 飯田 進
	役 員 数	11人
	主 な 事 業 内 容	1 第1種社会福祉事業 (1) 肢体不自由児通園施設の受託経営 (2) 知的障害児通園施設の受託経営 2 第2種社会福祉事業 (1) 老人デイサービス事業の受託経営 (2) 老人介護支援センターの受託経営 3 公益を目的とする事業 居宅介護支援事業の受託経営
施 設 概 要	横浜市南部地域療育センター	
	設 置 場 所	横浜市磯子区杉田五丁目32番20号
	設 置 年 月 日	昭和60年8月1日
	設 置 目 的	心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図ることを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 児童に対する療育訓練 2 児童に関する相談及び指導 3 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 4 地域への巡回相談及び指導 5 その他上記に準ずる事業
	平成16年度 委託料、指定管理料	委託料 146,404,000円 (平成16年4月～平成16年6月) 指定管理料 297,293,131円 (平成16年7月～平成17年3月)
	指 定 管 理 期 間	平成16年7月1日から平成21年3月31日まで

(7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

公の施設：横浜市西部地域療育センター

団 体 概 要	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	
	設 立 年 月 日	昭和62年4月1日
	所 在 地	横浜市港北区鳥山町1,770番地
	設 立 目 的	横浜市と密接な連携を保ち、ひろく障害者の福祉の向上と増進に寄与するとともに、この法人が行う多様なサービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
	代 表 者	理事長 今田 忠彦
	役 員 数	15人
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 肢体不自由児施設の受託経営 (2) 知的障害児通園施設の受託経営 (3) 盲ろうあ児施設の受託経営 (4) 身体障害者更生施設の受託経営 (5) 身体障害者授産施設の受託経営 (6) 知的障害者更生施設の受託経営 2 第2種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補装具製作施設の受託経営 (2) 身体障害者福祉センターの受託経営 (3) 視聴覚障害者情報提供施設の受託経営 (4) 介助犬訓練事業 (5) 聴導犬訓練事業 3 公益を目的とする事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者の地域・在宅巡回事業 (2) 障害者の職能評価開発事業 (3) リハビリテーションに関する企画開発研究事業 (4) 障害者のスポーツ及びレクリエーション推進事業 (5) 障害者の情報・文化の振興事業 (6) 介助犬認定事業 (7) 聴導犬認定事業

施 設 概 要	横浜市西部地域療育センター	
	設 置 場 所	横浜市保土ヶ谷区今井町743番地の2
	設 置 年 月 日	平成13年4月1日
	設 置 目 的	心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図ることを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童に対する療育訓練 2 児童に関する相談及び指導 3 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 4 地域への巡回相談及び指導 5 その他上記に準ずる事業
	平 成 1 6 年 度 委 託 料、指 定 管 理 料	委 託 料 134,765,687 円 (平成16年4月～平成16年6月) 指 定 管 理 料 297,724,590 円 (平成16年7月～平成17年3月)
	指 定 管 理 期 間	平成16年7月1日から平成21年3月31日まで

(8) 財団法人横浜市緑の協会

公の施設：岡野公園

団 体 概 要	財団法人横浜市緑の協会	
	設 立 年 月 日	昭和54年3月15日
	所 在 地	横浜市港北区新横浜二丁目7番地17 KAKiYAビル4階
	設 立 目 的	市民等の寄附によって積み立てられるよこはま緑の街づくり基金の運用による、都市緑化の推進を図るとともに、横浜市の公園緑地事業、緑化事業及び動物園事業に協力し、公園緑地及び動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
	代 表 者	理事長 宇野 公博
	役 員 数	16人
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 よこはま緑の街づくり基金の造成、管理及び運用 2 公園緑地、都市緑化及び動物園に関する調査研究及び普及啓発 3 都市緑化の推進に関する事業 4 横浜市の公園緑地事業及び緑化事業に対する協力 5 横浜市が設置する公園緑地の管理に関する業務の受託 6 横浜市が設置する公園内の動物園の管理等に関する業務の受託 7 催物の開催及び機関紙その他印刷物の刊行等による広報活動 8 売店、駐車場、レクリエーション施設その他の公園緑地等に関する付帯事業の経営及び受託 9 屋外広告物の美化等に関する業務の受託
施 設 概 要	岡野公園	
	設 置 場 所	横浜市西区岡野二丁目9番
	設 置 年 月 日	昭和38年6月25日
	設 置 目 的	西区の都心部における中心的な公園として、運動施設（プール、軟式野球場）や緑地（バラ園）など各種施設が設置されており、都心部における貴重な緑地及び運動施設を提供している。
	主 な 事 業 内 容	運動施設及び緑地の提供
	平 成 16 年 度 指 定 管 理 料	20,727,000円
	指 定 管 理 期 間	平成16年7月1日から平成21年3月31日まで

(9) 協栄ビルメンテナンス株式会社

公の施設：芦名橋公園プール

団 体 概 要	協栄ビルメンテナンス株式会社	
	設 立 年 月 日	昭和39年5月1日
	所 在 地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号
	設 立 目 的	下記の事業内容を営むことを目的とする。
	代 表 者	代表取締役 山田 豊三
	役 員 数	9人
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合ビルメンテナンス業務 2 建築物環境衛生管理業務 3 ビル設備総合管理業務 4 保安警備業務並びに防災業務 5 電気工事の設計施工及び監理並びに電気設備機器の販売 6 空調設備等管工事の設計施工及び監理並びに関係設備機器の販売 7 内装仕上げ工事の設計施工及び監理 8 造園工事の設計施工及び監理並びに保守点検 9 消防施設工事の設計施工及び監理並びに保守点検 10 スポーツイベント及び各種イベントの企画、運営並びに設営業務 11 スポーツ施設の運営管理業務
施 設 概 要	芦名橋公園プール	
	設 置 場 所	横浜市磯子区磯子二丁目15番
	設 置 年 月 日	昭和37年10月10日
	設 置 目 的	公有水面埋立による海浜消失の代替施設として整備された
	主 な 事 業 内 容	子供用プールの提供
	指 定 管 理 期 間	平成17年4月1日から平成22年3月31日